上北山村建設工事等に係る業者選定要綱

平成29年4月3日

告示第14号

（総則）

第1条　上北山村において執行する建設工事等の競争入札又は、随意契約に参加する請負業者（以下「指名業者」という。）の選定については、この要綱の定めるところによる。

（業者選定の要件）

第2条　建設工事のうち、土木一式工事に係る業者選定を行う場合においては、上北山村建設工事に係る格付要綱（平成29年上北山村告示第13号）による格付（以下「ランク」という。）に基づき行うものとし、その場合の予定価格に対応する各ランクは、別紙のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、応札可能な業者数の確保等の理由により特に必要と認められる場合は、対応するランク上位又は下位に属する業者を選定することができる。

3　第1項に規定するもの以外の建設工事に係る業者選定を行う場合は前2項の規定にかかわらずに、その業務の内容及び規模、並びに各業者における業務実績及び地理的条件等を考慮の上行うものとする。

4　業務委託及び役務の提供に係る業者選定を行う場合は、その業務の内容及び規模、並びに各業者における業務実績及び地理的条件等を考慮の上行うものとする。

5　物品購入に係る業者選定を行う場合においては、その物品の品目及び数量、並びに地理的条件等を考慮の上行うものとする。

（業者選定の留意点）

第3条　前条の規定によるほか業者選定を行うに当たつては、次の各号について留意するものとする。

(1)　信用度

(2)　技術者等の構成状況

(3)　工事等の実績

(4)　過去の業者選定の状況

（業者選定の例外）

第4条　工事内容、施工条件、及び地理的条件、並びに特に緊急を要する工事等、及び特別な安全配慮や特殊な技術を要する工事等である等の特別な事由があるときは、前条の規定によらず業者を選定することができるものとする。

（業者数の確保）

第5条　1件の工事等の入札等に応札可能な業者数は3者以上を原則とし、競争性を確保するものとする。

（審査会への付議）

第6条　入札に付する全ての工事等に係る業者選定を行う場合は、上北山村入札・契約審査会の義を経て決定するものとする。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか業者選定に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は交付の日から施行する。

別紙

土木工事一式

予定価格	等級
3,000万円以上	別途審査会に諮る
2,000万円以上3,000万円未満	Aランク及びBランク
800万円以上2,000万円未満	A・Bランク及びCランク
800万円未満	B・Cランク及びDランク